令和8年第5回
美唄市議会臨時会議録
令和8年8月17日(月曜日)
午前9時59分　開会

◎議事日程

第1　会議録署名議員の指名
第2　会期決定の件
第3　諸般報告
第4　議長報告
第5　報告第7号　専決処分報告の件(物損事故に係る損害賠償額の決定)
第6　報告第8号　専決処分報告の件(物損事故に係る損害賠償額の決定)
第7　議案第71号　令和8年度美唄市一般会計補正予算(第5号)
第8　委員長報告
1　議案第71号　令和8年度美唄市一般会計補正予算(第5号)
［予算審査特別］

◎出席議員（14人）

議　長	谷　村　知　重
副議長	楠　　徹　也
1番	永　森　峰　生
2番	伊　原　潤　司
3番	江　川　いつみ
4番	海　鉾　則　秀
5番	古　賀　崇　之
6番	吉　岡　建二郎
7番	本　郷　幸　治
8番	齋　藤　久美夫
9番	山　上　他美夫
10番	森　　明　人
11番	川　上　美　樹
13番	松　山　教　宗

◎出席説明員

副　市　長	土　屋　貴　久
総　務　部　長	村　上　孝　徳
経　済　部　長	佐　藤　剛　司
都市整備部長	荘　司　　修
総務部総務課長	平　野　太　一

◎事務局職員出席者

事　務　局　長	小見山　智　之
次　　長	新　　宗　晃

午前9時59分　開会

●谷村知重議長　ただいまより、本日をもって招集されました令和8年第5回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●谷村知重議長　この場合、議長から報告いたします。

報道機関よりカメラ撮影の申入れがありましたので、許可することといたします。

●谷村知重議長　これより、本日の会議を開きます。

●谷村知重議長　日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番　永森峰生議員、
13番　松山教宗議員
を指名いたします。

●谷村知重議長　次に日程の第2、会期決定の

件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の日程は、本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●谷村知重議長　次に日程の第3、諸般報告に入ります。
諸般報告については朗読を省略いたします。
諸般報告について、ご質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって、諸般報告を終わります。

●谷村知重議長　次に日程の第4、議長報告に入ります。
議長報告についても朗読を省略いたします。
議長報告について、ご質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって、議長報告を終わります。

●谷村知重議長　次に日程の第5、報告第7号専決処分報告の件及び日程の第6、報告第8号専決処分報告の件の以上2件を一括議題といたします。
本件に関し、報告の説明を求めます。
市長。
●桜井恒市長（登壇）　ただいま上程されました各案件についてご説明申し上げます。
初めに、報告第7号専決処分報告の件であります。
本件は令和8年3月18日、東4条北3丁目地先において、普通自動車が公共ます上を通過した際、公共ますの損傷が原因で車両底部を破損した事故に係るものであります。この事故に関しましては、市が加入する下水道賠償責任保険により、相手方との示談が成立し、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、議会に報告するものであります。
次に、報告第8号専決処分報告の件であります。
本件は令和8年7月12日に西3条南6丁目地先において、普通自動車がマンホール上を通過した際、路面より突出したマンホールが原因で車両底部を破損した事故に係るものであります。この事故に関しましては、市が加入する下水道賠償責任保険により、相手方との示談が成立し、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、議会に報告するものであります。今後このような事故がないよう、万全を期してまいります。
●谷村知重議長　これより本件について質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって、報告第7号及び報告第8号の以上2件を終わります。

●谷村知重議長　次に日程の第7、議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。
●桜井恒市長（登壇）　ただいま上程されました、議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正

予算(第5号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は第1条債務負担行為の補正につきまして、美唄国設スキー場整備において、センターハウスの建設、駐車場整備、圧雪車車庫建設、既存施設解体を設計、施工一括発注としたプロポーザル方式による審査を行うため、新たに債務負担行為を追加するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●谷村知重議長　お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第71号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第71号について大綱質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号については、13人の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉾則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

この際、予算審査特別委員会を開催のため休憩いたします。

午前10時05分　休憩
午後2時42分　開議

●谷村知重議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会に付託されておりました議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第5号)について、委員長報告及び議案第71号における少数意見の報告を日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び議案第71号における少数意見の報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより委員長報告に入ります。

議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

齋藤予算審査特別委員長。

●齋藤予算審査特別委員長(登壇)　ただいま議題となりました、議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第5号)について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。経過といたしまして、8月17日、委員会を招集して審査いたしました。結果といたしまして、議案第71号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、採決の結果を受け、少数意見の留保が求められ、本会議において少数意見の留保の報告を行うこととなりました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●谷村知重議長　次に、議案第71号における少数意見の報告を求めます。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員(登壇)　それではただいまお許しをいただきましたので、本議案におけます反対意見の表明をさせていただいておりましたので、その内容について留保を求め、お許しをいただきましたので、ここでご報告をさせていただきます。

私の質問はですね、4点ほどになってございます。

まず1点目は、10億4,700万円に上るデザインビルド事業者が行う実施設計費が含まれているのかどうか。含まれる場合、設計費と施工費をどのように見込んでいるかという質問をさせていただきました。

それから2点目でございますが、前回の実施設計が不合格となった原因について、市内部でどのような検証を行ったのかという質問をさせていただいております。

3点目、発注条件、中間確認、技術的チェック、工程管理について、市側に問題はなかったのかという点についての質問でございます。

次は、総事業費の増加、補助の減額、工期遅延のどの条件で、そもそもの計画の縮小、延期、中止を判断するのか。そもそも撤退条件というもの、あるいは撤退基準というものを設定しているのかということについてお伺いをいたしました。

最後は、なぜ、2027年12月の供用開始を維持する必要があるのか。その行政上、財政上の具体的根拠は何ですかという質問をさせていただいております。

以上が結果として少数意見となりました私の質問でございました。どうもありがとうございました。

●谷村知重議長　これより議案第71号に係る委員長報告及び、少数意見報告について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員(登壇)　ただいま議題となりました、議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正予算(第5号)につきまして、討論に参加します。

私の立場は反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

美唄国設スキー場整備事業については、防衛省の補助金がいただけるから、この機会を

逃せないんだということは重々承知しています。前に進むしかないということも分かります。この事業を進めるに当たって、市が行ったアンケートは回答者の4分の3が市外から来たスキーヤーであったことに対し、疑問を持ち続けておりましたが、老朽化したリフトの架替え、安全性を重視したスキー場づくりに反対するものではありません。

しかし、基本構想策定の遅れに始まり、この間、市の説明は2転3転することが多く見られ、3月に実施設計が不合格になってから、民間、市民には全く動きが見えず、進展はないとの回答を受け続け、7月27日の新聞報道後、急転直下、不意打ちのような進められ方に疑問を抱く同僚議員も多いことかと思います。今回の債務負担行為については、美唄市建設業協会の特別要望書案における提案、特に無理のない適正な工期は、高品質の施設の実現には欠くことができないものであるという提言を踏まえているようには見えませんでした。

また、8月10日に行われたスキー場整備等調査特別委員会においては、実施設計を請け負った相手方と協議中なので話せない、基本設計の数字までしか分からない、補助金は一部希望的な数字であるという回答もありました。基本設計時にはなかった2回目の実施設計費用、追加された調査費用、資源の高騰、人件費の値上がり、働き方改革による工期の考え方などが、債務負担行為額には反映されているように思えません。今、防衛省の補助金を逃すことができないということは十分に分かります。そのことを考えると、ここで反対することがいいのかどうか、とても迷うところでありました。

しかし、美唄自衛隊駐屯地は逃げていきません。スキー場事業は大型プロジェクトであり、26億円を超える総事業費は、美唄市の年間歳出の1割を超えるものです。決して機を急いだり、中途半端にしたりできないものではないでしょうか。必須であった、老朽化したリフトの架替え工事は進んでいます。センターハウスから引くはずだった受変電設備はリフト側に設置することになりました。専門職にとって、最初からその規模に合ったものを作るのと妥協策とは違うと思います。時には走りながら考えることも必要なときもあるかもしれません。果たしてそれが今なのか。26億円、もっと上がるかもしれませんが、そういうプロジェクトを縮小したり、変更したりすることがあれば、同じように時間をかけて進むべきだと思います。スキー場の整備に関しては、市民の意見はまちまちです。アルテピアッツァと同様で、利用しない市民は無関心です。利用する市民でも反対者はいます。私はかつて、スキー場の夏場の利用も考えられないのかと発言したこともあります。だからこそ、今、相当に悩みながら考えをまとめるに、市側にも議会側にも時間は足りなかったように思います。しかし、こんな中でも、同時に同部署でＳＯＲＡＯＮ2026は進められています。本当に良いスキー施設を作ろうとしているのか疑問に思うところもあります。皆さん覚えておられるでしょうか。去年の3月頃であったかと思います。どうしてもこの事業が必要なのかという同僚議員の意見に対して、市長が、職員たちがこんなに頑張っているのだから進めるしかないとおっしゃいました。今私にはその職員たちの疲弊や不安し

か見えてきません。2度失敗はできません。今待ったを掛けられるのは議会しかないと思っています。防衛省からの補助金は、当初15億円程度の見込みでした。実施設計が予定どおりにならなかったおかげで、5億円程度の申請を諦めることになりました。逆に市の負担は増えています。実施設計に失敗した今だからこそ、振り返りができるように思います。立ち止まることもできるように思います。美唄市の市税収入は全体歳入の10％ほどです。助成金交付金がなければ市は破綻します。だからこそ無駄な使い方はできません。市民の衣食住、福祉、インフラ整備が最重要です。立ち止まる勇気も必要ではないかと思っているのです。このような声が市民の中にあることを知らせる役割を議員は担っていると思います。これを承認することは、突き進めと旗を振っていることになると思います。そのような意味で私は反対いたしました。

これで討論を終わります。

●谷村知重議長　2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員（登壇）　議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場から討論に参加をいたします。

今回の議案は、美唄国設スキー場整備費について、令和9年度から令和10年度まで、限度額、10億4,700万円の債務負担行為を設定するものです。私は、美唄国設スキー場の整備そのものに、複数の発言の機会を捉えて、反対を唱えてきた唯一の議員ではありますが、今般の議案に対しては、根本から、賛成か反対かという理由だけで、当補正予算議案に反対するものではありません。

今回私が反対理由として、明確にして改めて訴えたい点は、今この段階で10億4,700万円もの将来負担を認めるだけの条件が本当に整っているのかという問題であります。8月10日の特別委員会において、市から多くの説明がございました。しかし、明らかになったのは、むしろ数多くの未確定事項でありました。

まず、これまでの実施設計は不合格となりました。市は受託業者へ契約解除を通知いたしましたが、業者側は不合格通知に異議を申立て、委託料の支払いを求めております。委託料は、当初5,610万円が減額変更後、3,504万6,000円となってございますが、この旧契約の清算さえ終わっておりません。そして、なぜ実施設計が不合格となったのか。そもそも、発注者である市の中間確認や事業管理に問題はなかったのか、その検証についても、議会に十分な説明がなされたとは認識できておりません。

次に、本件に係る10億4,700万円に上る財源です。

本事業にとって、防衛省関係の補助金が極めて重要であることは市自身が認めております。ところが、1週間前の8月10日時点では、正式な内示を受けていない。そして、本日時点でも同様に、まだ内示は受けていないとの答弁でございました。さらに、受変電設備については、当初の補助額には入っておらず、補助対象になるかどうか、防衛局と協議中との説明もありました。それ以外の経費についても、何が補助対象として確定し、何が協議中で、何が市単独負担となるのか、その全体像は金額として議会に示されてはおりません。

そして、デザインビルド方式です。

設計施工一括発注を行うのであれば、その

根幹となるのは要求水準書です。しかし、8月10日の特別委員会では、その要求水準書はまだ作成中との答弁でございました。議会は何をどの程度の性能、規模で作るのかという最も基本的な発注条件を十分確認できないまま、令和10年度まで、10億4,700万円の債務を負うことだけを先に求められております。

さらに、最新の実施設計はいまだないのです。現在の事業費は、基本設計段階の数字を基礎としています。今回の10億4,700万円だけではなく、令和8年度の既決予算、リフト整備、再設計、再調査、受変電設備、その他を含めた最新の総事業費はいくらなのか、国がいくら負担し、美唄市が最終的にいくら負担するのか、総事業費が膨らんだ場合、どこで事業を止めるのか、その上限や撤退基準も明確ではございません。一方で、極めてはっきりしていることがあります。2027年12月に供用を開始するという日程です。実施設計は失敗した。旧契約は片づいていない。補助財源は確定していない。補助対象経費にも未確定部分がある。要求水準書を作成途中だった。最新の総事業費も市負担額も確定していない。それなのに、完成時期だけは変えない。変えたくない、変えられない、どちらなのでしょう。だから、デザインビルド方式に変更したのでしょうか。これは本当に適切な行政判断なのでしょうか。補助金は市にとって必要な事業を効率的に行うために活用するものです。補助金の期限に合わせるために、事業の発注方式や工程そのものを無理に合わせるのであれば、これは主客転倒、本末転倒ではないでしょうか。私はこの事業1件で、美唄市が直ちに財政破綻すると申し上げるつもりはありません。しかし、大型事業のたびに、補助金があるから、期限があるから、ここまで進んだから、という理由で、総事業費、市の負担上限、撤退条件が定まらないまま、将来の債務を積み上げていけば、市の財政余力を失わせることになります。そして、そのとき影響を受けるのはスキー場だけではありません。除雪、道路、福祉、教育、子育て、市営住宅、老朽化が叫ばれて久しい上下水道を始めとする市民の日常生活を支える行政サービスです。今回の否決はスキー場を永久に作るなという判断ではありません。実施設計不合格の原因を検証する、旧契約を整理する、補助金を確認する、補助対象、対象外協議中の経費を明らかにする、要求水準書を完成させる、改めて最新総事業費、市負担額、市負担上限、撤退基準を示す、その上でもう一度議会に提案すれば良いのです。分からないことが多いからこそ一度止める。これは事業妨害ではありません。議会に求められている最低限の財政統制であると考えます。

以上のとおりの市民の大方が理解、納得できる極めて当たり前の理由から、現段階において、限度額10億4,700万円の債務負担行為を設定することは認められず、議案第71号について反対をいたします。以上で終わります。

●谷村知重議長　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛

成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第71号令和8年度美唄市一般会計補正予算（第5号）**は委員長報告のとおり**決定**されました。

●谷村知重議長　以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は議了いたしました。

これをもって、令和8年第5回美唄市議会臨時会は閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後3時07分　閉会